

松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託
(放課後KIDSルーム馬橋北 外1か所)に係る仕様書

- 1 業務名称 松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託
- 2 業務期間 契約日から令和4年3月31日まで
※事業実施期間は令和3年9月1日から令和4年3月31日まで、放課後KIDSルームの開室日は令和3年10月1日を予定
- 3 業務場所 (1) 馬橋北小学校内 松戸市新松戸南2丁目1
(2) 六実第三小学校内 松戸市六高台3丁目141
※いずれもメインルームは図書室を予定しているが、協議により他教室に変更になる場合がある。

4 事業目的

市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行う松戸市地域放課後児童支援事業（以下「支援事業」という。）を実施することにより、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とする。

5 業務内容

- (1) 児童が安全に、かつ安心して過ごすことができる場の提供
- (2) 平日の放課後における宿題の指導、予習・復習、補充学習、学習教材の準備等学習活動の支援
- (3) 学校の長期休業中等における習字や科学実験、モノづくり等体験活動のプログラムの計画と実施
- (4) 同一小学校に設置された放課後児童クラブの利用児童が(2)及び(3)に基づき実施する活動に参加する一体型事業の実施
- (5) 利用の案内、申込み受付及び市による利用決定後の通知等の処理
- (6) 利用者である児童が負担する保険料、材料費等の代金1カ月金500円の徴収及び収受
- (7) 児童を被保険者とする傷害保険への加入、事故が発生した場合の、迅速な報告、請求手続
- (8) 利用について、次に掲げる事項の記録及び帳簿の作成、委託期間終了後5年間の保管
 - ア 児童の利用状況
 - イ 本業務に係る会計帳簿

ウ 職員の勤務状況

エ 事業の実施状況

- (9) 毎月(8)ア、ウ、エの記録について、毎月の書面による報告の他、本市の求めに応じた本業務の遂行及び管理に必要な書類の提出
- (10) その他この業務に関して必要な事業

6 対象児童

業務場所である小学校に通学する1年生から6年生までの児童

7 開設日時

原則として月曜日から金曜日までの平日週5日（祝日等を除く）で、放課後から午後4時30分までとする。

ただし、長期休業中（夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日）は、午前9時から正午までとする。

※学校行事等の状況により実施日時が変更される場合あり。

8 実施体制

本業務の実施にあたり、事業場所ごとに下記職員を配置し、その職務内容を担うものとする。

なお、事業管理者及びコーディネーターは、各KIDSルームにおいて開設日に常時配置する必要はない。

(1) 事業管理者

事業統括管理者として1名配置し、スタッフの指導・監督、事業運営の進行管理を行うこと。（コーディネーターとの兼務可）

(2) コーディネーター

学校や学校関係者・地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、放課後児童クラブ関係者や保護者等との連携、地域の実情に応じた学校の長期休業中等の定期的・継続的な特別活動プログラムの企画等を行うほか、事業の総合的な調整を行うこと。（事業管理者との兼務可）

(3) 支援スタッフ

事業管理者を補佐し、児童の学習活動のサポートができる者として、教員免許を持つ者、教員課程を履修中の者（大学生等）、学習塾等の講師や家庭教師の経験がある者、その他これに準ずる資格及び経験を有すると市が認める者を常時3名以上配置し、宿題をはじめとした学習等の指導、長期休業中における体験活動等の実施及び安全管理を行うこと。

ただし、支援スタッフの半数以上を除き、資格及び経験を問わない者をもってこれに代えることができる。

9 支払態様

委託料の支払いは各月の業務完了後の支払いとする。

10 その他

- (1) 仕様書及び説明資料等に記載のない事項については、本市と協議の上決定するものとする。
- (2) 本仕様書に含まれていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要と認められる場合は、本市及び受託者との協議により、業務に追加することがある。